# 1. 料金プラン

出店会員は、商品ごとに次のいずれかの1つの料金プランを選択し、コンソーシアムの所定の方法により、出品又は商品情報の掲載の申込の際に、コンソーシアムに通知するものとします。コンソーシアムがこれを承諾した場合、コンソーシアムは、出店会員の選択に従い、出店会員に対し、次のとおり料金を請求します。

出店会員は、コンソーシアム所定の方法によりコンソーシアムに通知することにより、 選択したプランを変更することができます。

### (1) 固定価格プラン

固定価格プランでは、出店会員は、基本料金及び追加事務手数料を支払う必要があります。

固定価格プランは、第 11 条に従い、出店会員が、コンソーシアムに対し、代金の決まっている商品の販売を委託する場合のみ選択できます。

### (2) 商品情報掲載プラン

商品情報掲載プランでは、出店会員は基本料金のみを支払う必要があります(追加事務手数料および成約料を支払う必要はありません)。

商品情報掲載プランは、第11条の2に従い、出店会員が商品情報の掲載を希望 する場合のみ選択できます。

#### (3) オープン価格プラン

オープン価格プランでは、出店会員は、基本料金及び成約料を支払う必要があります。

オープン価格プランは、第 11 条の 2 に従い、出店会員が商品情報の掲載を希望 する場合のみ選択できます。

## 2. 基本料金等の計算について

(1) 基本料金は、出店会員が Edgecross マーケットプレイスに掲載した Edgecross 対応 製品の数に応じ、次のとおり算出します。なお、1つの Edgecross 対応製品について 5 つ商品まで Edgecross マーケットプレイスに掲載できるものとします。

掲載数	料金
	有効期間
	1年
1	10万円
3	20万円
5	30万円
10	50万円
10以上	1掲載毎に3万円追加

(2) 追加事務手数料は、掲載期間中の商品の販売代金合計額が基本料金の5倍を超えた場合に、次の算式により算出します。

<追加事務手数料>

基本料金の5倍を超えた代金額\*20%

- (3) 成約料は、掲載期間中の商品の販売代金合計額に20%を乗じた金額とし、成約料が基本料金を超えた場合に限り、出店会員は、コンソーシアムに対し、成約料を支払うものとします。
- 3. 料金プラン及び基本料金等の計算の詳細は、コンソーシアムの定めるところによります。